

さくらねこ無料不妊手術事業

ページ番号1019433

更新日 令和7年3月21日

さくらねこ無料不妊手術事業とは

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR 事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

各務原市は、令和7年4月1日から公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」で発行する無料不妊手術チケットの交付窓口となり、事前に各務原市に登録された団体に対し、チケットを交付します。チケットは、公益財団法人どうぶつ基金が指定する協力病院で使用することができます。（協力病院については公益財団法人どうぶつ基金ホームページをご覧ください。）

公益財団法人どうぶつ基金とは

動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与することを目的に各種事業を行う団体です。

「公益財団法人どうぶつ基金」のホームページはこちら

- ▶ [「公益財団法人どうぶつ基金」のホームページ（外部リンク）](#)

地域猫活動とは

地域猫活動は、飼い主のいない猫に起因するトラブルの軽減、繁殖による猫の増加などを防止し、地域住民による適正な管理のもと、一代限りの寿命をまっとうさせてその数を減らしていくことを目的とした住民活動です。

- ▶ [岐阜県 飼い主のいない猫（野良猫）で困っている方へ（外部リンク）](#)

チケットの交付対象

次のいずれにも該当する団体が対象となります。

（注）団体登録は、令和7年4月1日以降に申請できません。

（注）個人に対してはチケットの交付はしていません。

市内で地域猫活動を行うボランティア団体、自治会、その他の公益的な団体
2人以上（別世帯に限る。）で構成され、市内在住の構成員が1人以上の団体
多頭飼育現場において、多頭飼育者等への支援ができること。
その他市長が必要と認める条件を満たしていること。

チケットの対象となる猫は、市内に住み着いた飼い主のいない猫です。ただし、不妊手術より前に保護、譲渡または飼育されることが決まっている場合や、その他チケットの交付が適当でないと認められる場合は、対象外となります。

さくらねこ無料不妊手術チケット利用の流れ

1. 利用団体登録・・・チケットを申請する前に、利用団体登録を受けてください。
2. チケットの交付申請・・・不妊手術の予定日の前々月までに申請してください。
3. チケットの利用報告・・・不妊手術後、速やかに利用報告をしてください。

各務原市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要領・様式

[各務原市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要領（PDF 95.1KB）](#)

[様式第1号 利用団体登録申請書（PDF 45.1KB）](#)

[様式第3号 利用団体登録事項変更届出書（PDF 23.9KB）](#)

[様式第4号 利用団体登録廃止届出書 \(PDF 20.9KB\)](#) □

[様式第6号 交付申請書 \(PDF 24.2KB\)](#) □

[様式第6号 別紙 \(誓約書\) \(PDF 51.0KB\)](#) □

[様式第9号 利用報告書 \(PDF 36.4KB\)](#) □

このページに関するお問い合わせ

環境政策課

電話：058-383-4231

環境政策課 環境衛生係へのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。